

令和5年6月16日

第37回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第37回総会議事録

1. 日 時 令和5年6月16日(金) 午後2時00分

2. 会 場 市民会館 301号室

3. 出席委員 24名

4. 出席の委員

1番 栗原 武弘	2番 小山 正雄	3番 柴山 栄重
4番 吾妻 良博	5番 加藤 良子	6番 中村 謙一
7番 野崎 俊幸	8番 浪岡 真澄	9番 油井 妙子
10番 渡邊 俊春	11番 大宮 篤司	12番 菅野 善晴
13番 菱沼寿美恵	14番 渡邊 正芳	15番 尾形 寅昭
16番 古関 恵子	17番 関 健一	18番 安田 善喜
19番 渡邊 友一	20番 黒澤喜久夫	21番 齋藤 貴裕
22番 阿部 哲也	23番 穴戸 薫	24番 芳賀 正寿

5. 欠席の委員 なし

6. 事務局の出席者

事務局 長	堀江 清一		
次長兼庶務係長	佐藤 邦彦	会計年度任用職員	渡辺 久美子
農地係長	阿部 三起夫	主 査	氏家 悠也

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 現況確認証明願出について
- 第5号 福島市農用地利用集積計画の議決について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第4号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第5号 農業者年金業務 (1) 老齢年金支給裁定について
- 第6号 農地等の相続税の納税猶予を受けるための適格者証明について

事務局長 会長 事務局長 議長 農地係長 議長 議長 農地係長 議長 農地係長 議長 議長 議長 議長 議長

ご案内の時間となりましたので、 穴戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。
(会長から開催に先立ちあいさつ)

それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

本日、欠席の届出はございませんでした。

事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、24名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第37回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

6番：中村謙一委員、14番：渡邊正芳委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の氏家主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日16時までとしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

ご異議ございませんので、会期は本日16時までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

【議案第1号から報告までを上程する。(81件)】

合計81件、令和5年6月16日提出、福島市農業委員会会長 穴戸 薫 以上です。

議案第1号について事務局の説明を求めます。

議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転7件、賃借権設定4件、使用貸借権設定1件、計12件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長1番 (発言を求める。)

議長1番 (発言を許可する。)

区域番号1番、整理番号1番から3番について説明いたします。整理番号1番、2番ですが、中国の方が譲受人ですが日本国籍を所有しております。譲渡人は体調不良のため耕作がむずかしくなり、譲受人が耕作することになりました。譲受人は昨年からの耕作をしており、息子と2人で耕作を進めていくということです。整理番号3番ですが、保全管理をしている申請地です。譲渡人は耕作ができないため、譲受人に耕作してほしいということです。いずれも区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 農地係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号2番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長 5番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長5番（発言を求める。）
議長 5番	5番（発言を許可する。） 区域番号2番、整理番号2番の説明をいたします。譲渡人と譲受人の土地が自作地続きで耕作が利便なので所有権移転ということになりました。譲受人はじゃがいもの作付けを予定しており、周辺農地にも影響がないので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 農地係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号3番、整理番号5番から3ページ7番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長 8番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長8番（発言を求める。）
議長 8番	8番（発言を許可する。） 整理番号5番から7番について説明いたします。整理番号5番、6番は関連がありますので一緒に説明いたします。譲渡人と譲受人はお互いに使いやすい土地を交換したいということで所有権移転の申請がありました。面積自体に差がありますが、お互い了承しているということです。整理番号7番ですが、個人所有の農地を譲渡人が経営する法人の方に所有権移転をするものです。いずれも区域協議会では許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 農地係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号4番、整理番号8番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長 13番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長13番（発言を求める。）
議長 13番	13番（発言を許可する。） 整理番号8番について説明いたします。譲受人ですが申請地の近くに避難している方です。家庭菜園をしており自作地続きで耕作が利便ということで、区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 農地係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号5番、整理番号9番及び10番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	18番（発言を許可する。）
18番	整理番号9番、10番についてご説明いたします。譲渡人と譲受人の自作地相互の交換ということで、区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	4ページ、区域番号6番、整理番号11番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	20番（発言を許可する。）
20番	整理番号11番についてご説明いたします。譲渡人が体調不良のため耕作できなくなり、譲受人に相談したところ、耕作したいということで使用貸借権設定になりました。区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号12番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	整理番号12番についてご説明いたします。譲渡人は高齢により耕作ができなくなり、自作地続きで利便のため譲受人が耕作することになりました。区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から12番までの12件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の5ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、その他の区域農地の自己転用1件の許可申請で、市処分案件です。別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号5番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求め。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 整理番号1番についてご説明いたします。申請地は山の近くにあり周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書の6ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転4件、賃借権設定5件、計9件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」とおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求め。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 整理番号1番の説明をいたします。譲渡人が相続した土地ですが、農業をする意思がないということで、隣接する譲受人が駐車場及び露天資材置き場として賃借権設定となりました。第2種農地でありまして、特に周辺農地に及ぼす影響もないことから、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求め。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 区域番号2番、整理番号2番の説明をいたします。譲受人が果樹園に行くために山道を通らないといけなため、譲渡人の土地に農地侵入道路をつくるものです。区域協議会では許可相当と判断いたしました。審議のほどよろしくお願いたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 農地係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号3番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長 8番 議長 8番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長8番（発言を求める。） 8番（発言を許可する。） 整理番号3番についてご説明いたします。譲渡人が相続を受けた農地ですが、休耕地になっており譲受人が露天駐車場として利用するものです。周辺農地に影響はなく、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 農地係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号4番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長 13番 議長 13番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長13番（発言を求める。） 13番（発言を許可する。） 整理番号4番についてご説明いたします。申請地は市道を拡幅の際に取り残された農地になります。譲受人が駐車場として利用したいということで、周辺農地に支障はなく、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 農地係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号6番、整理番号5番及び7ページ6番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長 20番 議長 20番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長20番（発言を求める。） 20番（発言を許可する。） 整理番号5番6番の2件についてご説明いたします。整理番号5番の申請地ですが、譲受人が以前より一時転用をしておりましたが、今回工事契約が更新され継続して利用するもので問題ないと思います。整理番号6番につきましては譲受人が駐車場として利用したいということで、周辺農地に影響もなく、許可相当と区域協議会では判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 農地係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号7番、整理番号7番から9番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号7番から9番についてご説明させていただきます。整理番号7番の申請地は、コンビニエンスストアの申請です。整理番号8番の申請地ですが、申請地を駐車場及びイベントスペースとして使用したいということです。整理番号9番ですが、譲受人の会社が事業拡大しており、駐車場が足りないということで今回申請がありました。3件とも周辺農地に支障がなく、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から9番までの9件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書の8ページをご覧ください。議案第4号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。

区域番号3番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 整理番号1番についてご説明いたします。農業委員、推進委員、事務局で現地の確認をしてまいりました。山林化していると判断しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号2番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 整理番号2番について説明いたします。5月23日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認をいたしました。山林化しており農地に戻すことは困難と区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号 現況確認証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書の9ページをご覧ください。議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、福島市長より農用地利用集積計画の適否について判断を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分が15件、28,960㎡で、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。

10ページ、区域番号1番、整理番号1番から11ページ8番までの8件、詳細は「議案書」とおりですよろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 整理番号1番から8番について説明させていただきます。利用権を設定する者が、高齢で耕作ができなくなり、推進委員の協力で利用権の設定を受ける者に耕作していただけることになりました。区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 12ページ、区域番号3番、整理番号9番から13ページ13番までの5件、詳細は「議案書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 整理番号9番から13番について説明いたします。整理番号9番は、権利を設定する者は耕作ができなくなり相談を受けておりました。利用権の設定を受ける者は法人で、サツマイモを中心に耕作していきたいということです。整理番号10番は休耕地だったところ。整理番号11番は再認定で、綺麗に耕作されております。整理番号12番、13番は、利用権の設定を受ける者は、果樹を中心に農業されています。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号14番の1件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番	議長18番(発言を求める。)
議長	18番(発言を許可する。)
18番	整理番号14番の説明をいたします。利用権の設定を受ける者と利用権を設定する者は親子関係です。野菜を作りたいということで、特に問題なしと区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号15番の1件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番(発言を求める。)
議長	24番(発言を許可する。)
24番	整理番号15番についてご説明をいたします。利用権の設定を受ける者は、新規就農でありぶどうの根域制限栽培をしたいということで、農地を探しておりました。地区担当の農業委員が案内した中で、作付けに向いているということで決まった農地です。農機具等の準備が整っていませんが、周辺農家の協力を得ながら、今後作付けを進めていきます。区域協議会では問題なしと判断しております。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。 次に、報告を事務局よりお願いします。
農地係長	議案書14ページ、報告第1号から24ページ報告第6号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。
議長	これで本日の議事を全て終了いたします。 閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願ひいたします。 (会長職務代理より閉会の言葉)
会長職務代理	慎重審議ありがとうございました。 これで、第37回総会を終了いたします。

(午後2時35分)

令和5年6月16日

これは、福島市農業委員会第37回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人6番 _____

議事録署名人14番 _____